

○ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）

令和 4 年〇月〇日
条例第〇号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 こどもの権利と役割（第 4 条—第 5 条）

第 3 章 市の責務（第 6 条）

第 4 章 保護者及び市民の役割（第 7 条—第 11 条）

第 5 章 重要かつ具体的な支援（第 12 条—第 17 条）

第 6 章 こどもの体力、遊び場（第 18 条—第 19 条）

第 7 章 施策の推進（第 20 条）

附則

こどもは、社会の宝であり、一人ひとりが、様々な個性や能力、可能性を持った掛けがえのない存在です。こどもは、多くの人々とかかわり、成功や失敗、喜び、悲しみ等の様々な経験を重ねることにより、自分を大切にすする心、他者を思いやる心、規範意識等が育まれ、大人へと成長していきます。

しかしながら、少子化、核家族化、地域とのつながりや人間関係の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待、有害情報の氾濫、こどもをめぐる犯罪の多発等、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。また、近年ではこどもの遊び場が制限され、これによる体力低下も深刻な問題となっています。

こどもが家庭や学校等、地域のぬくもりと豊かな自然の中で、安全で安心して、伸び伸びと遊び、学び、集い、夢と希望を抱きながら、育ったまちに愛着を持ち、生き生きと成長していくことは、私たち市民全体の願いです。

また、こどもは、大人に手本を見せてほしい、自分の意見を聴いてほしいと願っています。

このような中、こどもと誠実に向き合い、その思いを受け止めつつ、将来のふじみ野市の発展を担うこどもの健やかな成長を支えるため、市民全体でこどもたちの健全な育成を支援していくことが大切です。

私たちは、子育てやこどもの育ちをオールふじみ野で支援することにより、こどもにやさしいまちの実現を図るため、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、未来を担うこどもたちの幸せを第一に考え、こどもにやさしいまちづくりの基本となる理念及びその具体化の方向性について定めること

により、子育てをする喜びやこども一人ひとりの健やかな成長を市民全体で支援する体制を整え、もって、こどもにやさしいまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こどもにやさしいまち こどもの権利を尊重し、こどもが自立するための知識及び経験が得られるよう、こどもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人ひとりのこどもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- (2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (3) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4の規定する里親その他親の代わりにこどもを養育する者をいう。
- (5) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第3号に規定するこどもを除く。）又は市内で活動する団体をいう。
- (6) 育ち学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、こどもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 こどもにやさしいまちを実現するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約に基づき、次のとおりとする。

- (1) 一人ひとりのこどもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 一人ひとりのこどもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 一人ひとりのこどもに寄り添い、こどもを育てる家庭全体を支援すること。

第2章 こどもの権利と役割

(こどもの権利)

第4条 こどもは、児童の権利に関する条約に基づくこどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

(こどもの役割)

第5条 こどもは、年齢及び発達段階に応じて次の役割を担うものとする。

- (1) 他者の権利を認め、尊重するよう努めること。
- (2) まちの未来をつくっていく者として、豊かな人間性や社会性を身に付けるために、感動する心、感謝する心、思いやりの心を持つように努めること。

第3章 市の責務

(市の責務)

第6条 市は、こどもにやさしいまちを実現するため、基本理念にのっとり、こどもの立場に配慮しながら、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 国、他の地方公共団体及び関係機関等と連携協力して、こどもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、実施すること。
- (2) 保護者及び市民（地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者をいう。以下同じ。）が次条から第11条までに規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。
- (3) この条例の目的について、保護者及び市民の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講じること。

第4章 保護者及び市民の役割

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子育てについて第一義的な責任を有すること及び困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることが大切であることを認識し、こどもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもに愛情と関心を持つとともに、こどもとのふれあいを大切にし、こどもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うこと。
- (2) こどもが命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながらこどもの成長を支えること。
- (3) こどもに様々な経験及び学習の機会を与え、心豊かにたくましく成長するよう支えること。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域がこどもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること、並びに家庭における子育てを補完する機能があることを自覚し、こどもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 目配り、声掛け、挨拶等を通して相互の信頼感を高めながら、こどもが健やかに成長し、安全に生活することができる地域づくりを行うこと。
- (2) こどもの考えや行動に関心と理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、こどもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援

すること。

(3) 地域における取組の中において、こどもが多様な世代やこども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を設けること。

(4) 保護者が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第9条 育ち学ぶ施設の関係者は、基本理念にのっとり、育ち学ぶ施設が集団の中での遊び及び学習を通してこどもの豊かな人間性及び将来の可能性を育む場であることを自覚し、互いに認め合う人間関係づくりに配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

(1) 育ち学ぶ施設におけるこどもの安全を確保するとともに、こどもに関する課題に早期に気付き、必要な支援を行うこと。

(2) こどもの年齢及び成長の程度に応じ、こどもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう支えること。

(3) 保護者及びその家庭が安心して子育てができるよう子育てに関する支援を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、自らの活動がこどもの成長に様々な影響を与えることを自覚し、こどもの立場に配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

(1) こどもが安全に生活することができる地域づくりを推進するものとし、特にその事業の実施及び施設の運営に際しては、こどもの安全を確保すること。

(2) こどもの育ちの支えとなる活動を主体的に行うこと。

(3) 仕事と生活の調和の観点から、その事業所で働く保護者が、安心して仕事と子育てを両立できるよう職場の環境づくりを行うとともに、家庭における子育ての重要性について啓発すること。

(共通の役割)

第11条 保護者及び市民は、相互に協力し、こどもがその特性に応じて自己を確立することができるよう、自ら考え判断する力、豊かな人間性、健康及び体力を備えた生きる力並びに創造性を発揮する力を育み、並びにそのために必要な環境づくりを推進するものとする。

2 前項に定めるもののほか、保護者及び市民は、こどもが第5条に掲げる役割を果たすことができるよう、必要な取組を行うものとする。

第5章 重要かつ具体的な支援

(こどもの意見表明及び参加への支援)

第12条 市、保護者及び市民は、こどもの意見表明や社会への参加を促進するために、こどもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

2 市、保護者及び市民は、地域の活動及び行事等について、こどもが意見表明や社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(子育て家庭への支援)

第13条 市及び市民は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(配慮を要するこどもとその家庭への支援)

第14条 市及び市民は、障がいのあるこども、ひとり親家庭のこども等、配慮を要するこどもとその家庭に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市及び市民は、相互に連携、協働して、こどもが学び、健やかに育つために、こどもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めるものとする。

(こどもへの虐待等に対する取組)

第15条 市、保護者及び市民は、こどもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

2 市、保護者及び市民は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われるこどもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関等と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害、危険な環境からの保護)

第16条 市、保護者及び市民は、こどもを犯罪、交通事故、災害の被害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとする。

2 市、保護者及び市民は、こどもが犯罪、交通事故、災害の被害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談体制)

第17条 市は、こどもが、家庭、学校等による虐待、いじめ、体罰等について、直接に、かつ、安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、こどもからの相談内容に応じ、市民及び関係機関等と連携し、こどもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

第6章 こどもの体力、遊び場

(体力の向上)

第18条 市は、体力の向上を図るため、保護者及び市民と連携し、スポーツ、文化芸術活動及び食育をはじめとした健康を営む取組など、必要な施策を講ずるものとする。

(遊び場の確保)

第19条 市は、遊び場として利用可能な場所を確保するため、市民に協力を求めるものとする。

2 市は、遊び場となる学校運動場や公園等について、利用状況を勘案しながら、こどもが可能な限り自由に遊べるよう配慮するものとする。

- 3 市民は、こどもが外遊びをすることの必要性及び重要性を理解し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第7章 施策の推進

(施策の推進)

第20条 市は、この条例に基づくこどもに関する施策及びこどもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する子ども・子育て支援事業計画に定めるとともに、施策の推進にあたってはこれを公表するものとする。

- 2 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく施策等の実施状況について、ふじみ野市子ども・子育て会議条例（平成25年ふじみ野市条例第37号）第1条に規定するふじみ野市子ども・子育て会議（次項において「会議」という。）において定期的に検証するものとする。

- 3 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、令和4年〇月〇日から施行する。